

阪急交通社がおすすめる

2023年4月1日以降出発用

海外旅行保険

あんしんフルサポート

タイプ契約(個人用)

保険期間31日まで

旅先でのケガ・病気の
治療・救援費用
保険金額無制限!

持病悪化による
治療・救援費用
も補償!

世界中のどこでも
日本語でサポートが
受けられる!

キャッシュレスで
治療が可能!

ツアーキャンセル保険

急な出来事でご旅行をキャンセル!
キャンセル料をカバーできる保険はこちらから



東京海上日動



心に届く旅
阪急交通社
Direct to your heart

2022年8月1日現在
**新型コロナ
 ウイルスにも
 対応!**

充実の補償でお客様もご家族も 安心してご加入いただけます!

1 治療・救援費用の保険金額が 無制限のプランだから安心!

海外での治療には高額な治療費がかかるケースが多くあります。
 阪急交通社の海外旅行保険では、**治療費用**はもちろん、日本までの**医療搬送費用**なども保険金額「**無制限**」*1でお支払いします。
 また、現地までご家族が向かう際の交通費・ホテル代などの**救援費用**も補償されます。
 *1 治療・救援費用保険金額「無制限」タイプの場合

2 治療中の 病気があっても安心!

ご病気の治療中、薬の服用を問わず引き受けの制限はありません。70歳以上の方向けのプランもご用意しておりますので、**ご年齢**による引き受け制限もございません。
 また、**旅先で治療中の病気（既往症）が悪化**しても補償対象であるため、安心してご参加いただけます。
 （補償上限300万円）

3 充実したアシスタンスサービスがあるから安心!

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

万が一の事故の際は、東京海上日動と阪急交通社が連携をとり、迅速な対応にてお客様をサポートします!

東京海上日動
 海外総合サポートデスク
 専任スタッフが日本語で対応!
 24時間年中無休

現地での支払いなしで治療が受けられる“キャッシュレス・メディカル・サービス”

東京海上日動に受診料を請求するようお伝えいただくことにより、病院*2の窓口で受診料をお支払いいただくらずに受診ができるサービスです。

*2 東京海上日動提携病院で受診、もしくはそれ以外の病院で東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。



*治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約のお客様で、持病の症状の急激な悪化により受診される際は、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

*治療にかかる費用が少額の場合は病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*3 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます（2022年2月現在）。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*4 東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。

*5 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

どこにいても日本語でサポートが受けられる“緊急アシスタンス”*6

世界中のどこをご旅行されていても、お客様からのお電話を日本（東京）の東京海上日動海外総合サポートデスクで受付いたします。

重大な病気やケガの場合の病院の手配、お客様の移送の手配等についても、責任をもってきめ細かいサービスを提供いたします。

*6 ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。



海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.8～10をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなった場合

ケガを原因とする死亡の場合は

傷害死亡保険金

病気を原因とする死亡の場合は

疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合

傷害後遺障害保険金



旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

疾病に関する応急治療・
救援費用担保特約に係る治療・
救援費用保険金^{*2}

さらに大きな
あんしん
をプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.9もあわせてご確認ください。

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

治療・救援費用保険金

保険金額
無制限タイプを
ラインナップ!



ケガや病気で継続して3日以上入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合

治療・救援費用保険金



*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

賠償責任保険金



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

賠償責任保険金



他人の物を壊してしまった場合

賠償責任保険金



③持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

携行品損害保険金

*3*4*5



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

携行品損害保険金

*3*4*5



*本パンフレットP.9もあわせてご確認ください。

*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。

*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。



④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合

航空機寄託手荷物保険金

*6



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

航空機遅延保険金

*7



旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合

旅行変更費用保険金(中途帰国費用)



*本パンフレットP.10もあわせてご確認ください。

*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

年齢別おすすめプラン / お支払いいただく保険料

15歳以上69歳以下

70歳以上*3

	契約タイプ	65(タイプ)	64(タイプ) <small>おすすめ</small>	63(タイプ)	75(タイプ)	74(タイプ) <small>おすすめ</small>	73(タイプ)
	保険金額 (ご契約金額)	傷害死亡	8,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	4,000万円
傷害後遺障害		8,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円
治療・救援費用*1		無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
応急治療・救援費用*2		300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾病死亡		2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害		75万円	60万円	50万円	60万円	50万円	35万円
航空機寄託手荷物		3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
航空機遅延*4		セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
旅行変更費用 (中途帰国費用のみ)		60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
お支払いいただく保険料	保険期間1日まで	5,970円	4,420円	3,640円	5,200円	4,570円	4,070円
	2日まで	7,350円	5,680円	4,820円	6,610円	5,910円	5,310円
	3日まで	8,540円	6,770円	5,850円	7,840円	7,080円	6,400円
	4日まで	9,560円	7,680円	6,690円	9,370円	8,550円	7,770円
	5日まで	10,980円	8,900円	7,790円	11,210円	10,260円	9,340円
	6日まで	12,340円	10,090円	8,900円	12,930円	11,900円	10,850円
	7日まで	13,430円	11,050円	9,780円	14,520円	13,410円	12,260円
	8日まで	14,780円	12,300円	10,950円	16,030円	14,860円	13,640円
	9日まで	15,700円	13,140円	11,740円	17,540円	16,320円	15,020円
	10日まで	16,650円	13,970円	12,510円	19,080円	17,800円	16,410円
	11日まで	17,610円	14,820円	13,290円	20,610円	19,270円	17,800円
	12日まで	18,630円	15,700円	14,070円	22,230円	20,810円	19,250円
	13日まで	19,610円	16,570円	14,880円	23,770円	22,300円	20,650円
	14日まで	20,450円	17,310円	15,540円	25,290円	23,740円	22,020円
	15日まで	23,470円	20,290円	18,510円	29,740円	28,180円	26,420円
	17日まで	24,950円	21,650円	19,790円	31,510円	29,890円	28,050円
	19日まで	27,060円	23,590円	21,630円	34,680円	32,970円	31,030円
	21日まで	29,050円	25,430円	23,370円	37,450円	35,660円	33,610円
	23日まで	31,510円	27,600円	25,370円	40,110円	38,180円	35,940円
	25日まで	33,550円	29,470円	27,120円	42,810円	40,810円	38,490円
	27日まで	35,660円	31,460円	29,030円	45,290円	43,220円	40,840円
29日まで	37,520円	33,170円	30,650円	48,180円	46,060円	43,620円	
31日まで	39,490円	35,010円	32,420円	50,990円	48,800円	46,300円	

15歳未満*6

ご加入の際のご注意

お客様のご旅行出発日時点の年齢で、契約タイプをお選びください。

- ① 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に到着した時点で保険は終了します。
- ② 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。
(例)6月1日より6月8日までの旅行の保険期間:8日まで
- ③ 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- ④ 保険の対象となる方(旅行者)が以下のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、「他の保険契約等」(詳細は加入手続書にてご確認ください。)と合算してそれぞれ1,000万円までとなります。
 - 始期日における年齢が15歳未満の場合
 - 始期日における年齢が15歳以上の方で、加入手続書に保険の対象となる方の同意署名がない場合(ご加入者と保険の対象となる方が異なるご契約)
- ⑤ スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- ⑥ 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。
- ⑦ ご希望のご契約タイプがない場合には、ご旅行を申し込まれました阪急交通社の各窓口へお問合せください。
 - [家族旅行・ハネムーン用]、[補償選択プラン]のご用意がございます。
 - 「旅行変更費用(中途帰国費用のみ担保特約)」については、保険金額を旅行代金に合わせて変更することも可能です。

- *1 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、各表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.8もあわせてご確認ください。
- *2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- *3 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。
- *4 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費*5もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

- *5 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- *6 15歳以上69歳以下の方も加入可能です。

C2(タイプ)	B2(タイプ)
—	1,000万円
5,000万円	1,000万円
無制限	3,000万円
300万円	300万円
—	1,000万円
1億円	1億円
30万円	10万円
3万円	3万円
セットあり	セットあり
60万円	60万円
2,620円	2,540円
3,720円	3,470円
4,650円	4,270円
5,410円	4,890円
6,350円	5,680円
7,320円	6,490円
8,070円	7,140円
9,170円	8,080円
9,870円	8,680円
10,560円	9,250円
11,240円	9,830円
11,910円	10,390円
12,650円	10,980円
13,200円	11,460円
16,130円	14,210円
17,380円	15,300円
19,100円	16,840円
20,730円	18,280円
22,520円	19,830円
24,190円	21,310円
26,030円	23,010円
27,600円	24,430円
29,280円	25,990円



Credit Card

あなたのクレジットカードにセットされている海外旅行

クレジットカード保険の補償内容をご存知ですか？

(補償内容例)		A社ゴールドカード	B社一般カード
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
	治療費用	150万円	—
疾病	死亡	—	—
	治療費用	150万円	—
賠償責任		2,000万円 (免責金額千円)	—
救済者費用		150万円	100万円
携行品損害		50万円	—

補償がない!!

補償額が低額!!

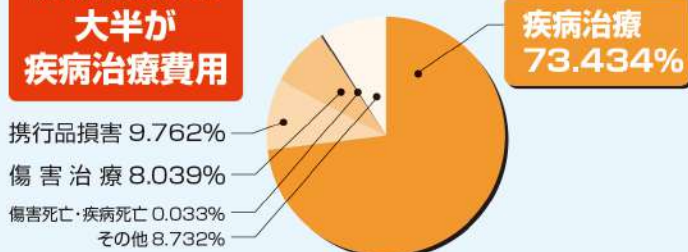
CASE

※2019年2月現在

※補償内容やサービス等の詳細については各クレジットカード会社にお問い合わせください。

治療費が高額だった場合、ご自身でお支払いができますか？

保険金支払いの
大半が
疾病治療費用



※18年度 東京海上日動海外旅行保険補償項目別保険金支払件数ウエイト

一般的なクレジットカード付帯の海外旅行保険の特徴

- ・治療費用と救済者費用の補償額が低額
- ・疾病死亡時の補償がない
- ・病院の手配や通訳のサービスがない

この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず、「契約概要」やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

- *2 治療・救済費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.8もあわせてご確認ください。
- *3 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」を指します。
- *4 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
- *5 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費* ⁶ もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

*6 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

クレジットカード付帯海外旅行保険の場合

カード付帯保険の保険会社の連絡先を確認し、電話をしてみたが…

カード番号や有効期限を、保険会社からクレジットカード会社に確認しないと、支払できるかわからないのか…。日本時間の営業時間にも時差があって中々繋がらないなあ。



クレジットカードにセットされている海外旅行保険で支払が可能か確認したところ…

治療費の補償額が
150万円！？*1

足りない！

手持ちの現金じゃ足りないし、
どうしよう…。



*1 クレジットカードによって補償金額は異なります。

本パンフレット記載の契約タイプ

保険は高額になりがちな海外の医療事情に対応できていますか？

クレジットカード保険 サポートタイプで足りない部分を補償！

クレジットカード保険サポートタイプは、クレジットカードに付いている保険では足りない補償を充実させるためのプランです。クレジットカードをお持ちでない方もご契約いただけますが、P.4～5記載の補償内容が充実している契約タイプでのご加入をご検討ください。

イタリア観光中、
脳出血で入院！
治療費など300万円
かかると言われたが…



東京海上日動の海外旅行保険の場合

まず、24時間年中無休の
東京海上日動海外総合サポートデスクに
電話をしてください！

24時間年中無休で対応してくれる
「東京海上日動海外総合
サポートデスク」のおかげで、
すぐに治療することが出来、
旅行を続行することができた！



東京海上日動のタイプ契約なら、
治療・救援費用保険金額無制限タイプに
ご加入いただけます！

治療・
救援費用
保険金額
無制限

でのご加入をご検討ください。

15歳以上
69歳以下

70歳以上*4

契約タイプ	AA(タイプ)	EA(タイプ)	
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害	1,000万円	1,000万円	
治療・救援費用*2	無制限	無制限	
応急治療・救援費用*3	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	500万円	
賠償責任	1億円	1億円	
携行品損害	10万円	10万円	
航空機寄託手荷物	3万円	3万円	
航空機遅延*5	セットあり	セットあり	
旅行変更費用(中途帰国費用のみ)	60万円	60万円	
保険金額(ご契約金額)	保険期間1日まで	2,600円	3,230円
	2日まで	3,570円	4,350円
	3日まで	4,420円	5,340円
	4日まで	5,060円	6,600円
	5日まで	5,870円	8,010円
	6日まで	6,710円	9,370円
	7日まで	7,390円	10,670円
	8日まで	8,380円	11,960円
	9日まで	9,010円	13,260円
	10日まで	9,610円	14,560円
	11日まで	10,220円	15,850円
	12日まで	10,800円	17,170円
	13日まで	11,420円	18,460円
	14日まで	11,920円	19,730円
	15日まで	14,820円	24,100円
	17日まで	15,950円	25,640円
	19日まで	17,560円	28,470円
	21日まで	19,080円	30,920円
	23日まで	20,690円	33,010円
	25日まで	22,240円	35,430円
27日まで	24,030円	37,700円	
29日まで	25,520円	40,370円	
31日まで	27,160円	42,960円	
お支払いいただく保険料			

補償内容のご説明<お支払いする保険金の内容>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) 	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 ※1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ※1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
傷害 後遺障害 保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合 	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。*2 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。	※1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
治療・ 救援費用 保険金	<p>■治療費用部分</p> ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて 30日を経過するまでに 医師の治療を受けられた場合 <p>■救援費用部分</p> ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、 3日以上*7 続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等 *7 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。 <p>※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意</p> お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて 180日以内 に必要となった費用に限りります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者 3名分まで) ③救護者の宿泊施設の客室料(救護者 3名分かつ救護者1名につき14日分まで) ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遗体処理費用(100万円まで)	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ※1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りります。
 *4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*5等をいいます。
 *5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りります。
 *6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
 *7 6親等内の血族、配偶者*9または3親等内の姻族をいいます。
 *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りります。婚姻とは異なりませぬ。)
 ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 *9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

「海外旅行中」とは
 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかった時に相当する金額を支払います。

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

疾病に関する
 応急治療・
 救済費用担保
 特約に係る
 治療・救済費用
 保険金

■治療費用部分
 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*11により医師の治療を受けられた場合

■救済費用部分
 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*11により3日以上*12続けて入院された場合
 *12 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救済費用部分共通のご注意
 *11 症状の急激な悪化とは？
 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*8の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額
 たとえば
 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで)
 救済者の宿泊施設の客室料
 (救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで)

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額を限度とします。
 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限りま。また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

たとえば、

- 海外旅行終了後に治療を開始した場合
- 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用
 たとえば
 - 透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 - インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 - 温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 - あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 - 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 - 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 - 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 - 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 - 不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

疾病死亡
 保険金

①海外旅行中に病気で死亡された場合
 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*13により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

P.8に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、

- 妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
- 歯科疾病
- ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

賠償責任
 保険金

海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*14を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合
 *14 次に掲げる損害を含みます。
 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

損害賠償金の額
 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

P.8に記載の③④に加え、たとえば、

- ご契約者または保険の対象となる方の故意
- 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- 所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
- 航空機、船舶*15、車両*16、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 親族*8に対する賠償責任

*15 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
 *16 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用の中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

携行品損害
 保険金

海外旅行中に携行品*17が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合
 *17 携行品とは？
 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*18をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。
 *18 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。
 ※注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*19
 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
 *19 損害額とは？
 損害が生じた携行品の時価額*20とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*20のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地で負担した場合に限りま。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。
 *20 時価額とは？
 再取得価額*21から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
 *21 再取得価額とは？
 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

P.8に記載の①~④に加え、たとえば、

- 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害
- 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- 携行品の置き忘れまたは紛失*22
- ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
- 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・錠難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)
- *22 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*13 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

航空機寄託
手荷物
保険金

- ① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地もしくは目的地に到着後**6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地または目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。
【注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

- P.8に記載の①～④に加え、たとえば、
 - ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
 - ・保険金受取人の法令違反
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波

航空機遅延
保険金

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
 - ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
 - ・ 宿泊施設の客室料
 - ・ 交通費 * 23
 - ・ 渡航先での各種サービス取消料
 - ・ 食事代
- * 23 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a 宿泊施設の客室料	3万円
b 交通費 * 23もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c 食事代	5,000円

* 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限ります。

【注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

旅行
変更費用
保険金
(中途帰国
費用のみ
担保特約
セット)

- 次のような事由により海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合
 - ① 死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者 * 24 (保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。)または保険の対象となる方等の配偶者 * 25もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合
 - ② 入院
 - (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合
 - (2) 保険の対象となる方等の配偶者 * 25または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合
 - ③ 遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合
 - ④ 救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索、救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合
 - ⑤ 火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合
 - ⑥ 裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出頭される場合
 - ⑦ 地震、テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
 - ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・ 戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
 - ・ 運送・宿泊機関等の事故または火災
 - ・ 渡航先に対する退避勧告等の発出
 - ⑧ 感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合
 保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合
 保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等
 - ⑨ 避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- * 24 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。

ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用 * 27を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。

● 中途帰国費用
① 企画旅行の場合

$$\frac{\text{旅行変更費用} \times \text{中途帰国した後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} * 29$$

- ② 企画旅行以外の場合
 中途帰国したことにより支払った次の費用 * 29
 - ・ 取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
 - ・ 査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等

* 27 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。

* 28 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。

* 29 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。
 ・ 中途帰国のための航空運賃等交通費
 ・ 中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)

- ① たとえば、次のような事由により、左記保険金をお支払いする主な場合の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用
 - ・ ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・ 保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 * 30
 - ・ 日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・ 放射線照射、放射能汚染 等

- ② 次の事由による入院
 - ・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見解所見のないもの
 - ・ 妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
 - ・ 歯科疾病

- ③ 次の事由による死亡・危篤または入院
 - ・ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気

- ④ 保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合
 - ・ 「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
 - ・ 保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者 * 25もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因 * 31もしくは⑧感染症等の原因 * 32が生じていた場合 等

* 30 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

* 31 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。

* 32 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

* 25 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思 * 26を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

* 26 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

東京海上日動海外総合サポートデスク

世界中のどこを旅行されていても、お客様からのお電話を日本(東京)の東京海上日動海外総合サポートデスクで受け付けいたしますので、安心してご利用いただけます。

- ※このサービスは東京海上日動の提携先を通じてご提供いたします。各種サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご参照ください。
- ※サービス内容は変更・中止となる場合があります。
- ※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。また、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

①アシスタンスサービス

詳細はP.2③をご覧ください。

②トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。以下のような豊富なサービスを**手数料無料**で*1ご用意しています!なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

 電話による通訳 43か国語に対応 (2022年2月現在)	 ホテル・航空券に関するサポート (予約・手配・情報提供)	 空港とホテル間の送迎車の予約
 旅行関連の安全情報の提供	 クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート	 パスポートを紛失・盗難された場合のサポート
		 メッセージの伝達

*1 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

③緊急医療相談サービス



健康相談に乗って欲しい

何科に行けばいいの?

救急車呼んでもいいのかしら?

病院に行った方がいいの?

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。

※ご出国前およびご帰国後の日本国内からのご利用はできません。

※本サービスは、保険の対象となる方で本人および帯同されるご家族が対象となります。

④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。

※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。

※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。

※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。



⑤お客様特典(サービスの内容)

・海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金でお申込みいただけます。

特典1
25%OFF

特典2
受取手数料が無料!

【URL】 <https://townwifi.com/lp/tmnf>

【QRコード】

【お問合せ】 0120-510-296

【提供】 株式会社ビジョン

※お申し込み時は「証券番号をお持ちでない方は企業名」の欄に「阪急交通社」とご入力ください。



①帰国予定：

帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。

そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

④保険期間の延長手続き：

旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店の営業時間内に対応させていただきます。

お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。また、実際のお手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくようお願いしていただきます。

ただし、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（保険の対象となる方の住居を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。

なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。

⑤補償の重複について：

- ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

このちらしは「ツアーキャンセル保険」の概要を記載したものです。「ツアーキャンセル保険」は「キャンセル費用補償特約条項付費用・利益保険」のペットネームです。ご契約に際しては、Webサイトでご覧いただける重要事項説明書を必ずご確認ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点については取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑥保険料領収証について：

「保険料領収証」は引受保険会社から保険契約者に発行します。引受保険会社から直接ご加入者様に「保険料領収証」は発行いたしません。あらかじめご了承ください。

上記の他に不明な点等がある場合には、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

⑦保険証券、保険契約証または被保険者証について：

代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡りするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

⑧一般包括任意付保契約について：

この保険は、株式会社阪急交通社を契約者とし、保険契約証の被保険者欄に記載の方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者は阪急交通社となり、原則として契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である阪急交通社が有しますが、阪急交通社は、加入者であるお客様から解約や契約内容変更等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。

⑨共同保険契約に関するご説明：

この保険契約は共同保険契約であり、引受保険会社および引受割合は取扱代理店のホームページに記載の通りです。幹事保険会社である東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行い、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

⑩推奨方針について：

弊社は6社の損害保険会社と代理店委託契約がありますが、幹事会社である東京海上日動社の商品を取り扱っております。

〈取扱代理店〉

株式会社阪急交通社

<https://www.hankyu-travel.com/>

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当〉航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室
東京都千代田区大手町1-5-1 〒100-8107
大手町ファーストスクエア WEST 9階

保険に関するお問い合わせ先

ご旅行を申し込まれました阪急交通社の各窓口へお願いいたします。電話番号は別紙「海外旅行出発までのご案内とご注意」または同封の書類に記載されています。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。